入札契約制度の見直し等について

本市の入札制度について、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。 詳細につきましては、本市ウェブサイトの「入札に関する基準、要綱(建設工事等)」をご確認く ださい。

1 電子納品要領について

公共事業における電子納品化を推進するため、「鳴門市電子納品要領」を運用します。 制限付一般競争入札又は公募型プロポーザル方式等に付する工事を対象とします。 (対象外工事であっても、受発注者協議のうえ電子納品の対象とすることができます。) また、受発注者間の情報(打合せ簿・工程管理等)を電子的に交換・共有するため、情報共有システムを活用することも可能としています。

2 請負代金法定福利費内訳書の提出について

建設業における社会保険等加入促進による労働環境の改善のため、契約締結後14日以内 (市の休日を除く。)に、法定福利費を明示した請負代金内訳書(請負代金法定福利費内訳書)を 提出するものとします。

入札公告・指名通知等を行う工事を対象とします。

3 工事関係書類の提出期限について

これまで契約締結後に期限を定めて提出を求めていた工事関係書類(工事施工計画承認申請書、工程表、現場代理人及び主任技術者等選任通知書、工事実績データの登録、施工体制台帳等)について、契約締結後14日以内(市の休日を除く。)に提出するものとします。

4 契約約款の改正について

「鳴門市工事請負契約約款」及び「設計・施工一体方式の建設工事に係る工事請負契約約款」の条項うち、「工程表及び請負代金内訳書」について改正します。

5 適用時期

令和7年4月1日以降に発注する工事から適用します。